

第2号議案

令和7年度 事業計画

現状と背景

今日、急速に少子高齢化が進み、2025年には団塊の世代が75歳以上となるなか、福祉の担い手不足、地域のつながりの希薄化が進んでおり、介護や医療、生活支援を提供するための制度や体制の整備が喫緊の課題となっています。

また、経済的格差が深刻化するなか、子どもの貧困や社会的孤立など、福祉課題は多様化・複雑化しており、既存の社会保障制度や福祉施策のみでは課題の解決が困難な状況となっています。

本会では、こうした課題に対し適切な支援につなげるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に進める「重層的支援体制整備事業」を区社会福祉協議会などと連携して着実に実施します。

あわせて、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割や機能を発揮するべく名古屋市と一体的に策定した「なごやか地域福祉2029」（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社協地域福祉推進計画）、ならびに、本会の果たすべき基本理念や経営理念を明示し、その実現に向けた必要な人材や財務などの経営面に関する具体的な取り組みを示すため策定した「名古屋市社会福祉協議会 第4次経営戦略計画」について、名古屋市および関係機関・団体等の皆さまと協力し、各実施事項を着実に実行していきます。

さらに、介護保険事業については、昨年度策定しました中・長期計画である「介護保険等在宅福祉事業第6次プラン」の計画目的の実現と達成に向けて、各実施事項を柔軟かつ着実に実施していきます。

令和7年度事業の基本方針

① 【地域の福祉課題の解決に向けた事業展開】

○「名古屋市地域支えあい事業」では、地域住民が相談窓口の設置やボランティア活動を通じて、多様な主体とともに身近な地域の生活課題を把握し、取り組むことができる仕組みづくりを進めます。また、区社協のコミュニティワーカー（学区担当）と連携して実施学区の拡大に向けた計画的な支援を行います。

○「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」では、各区社協に設置した生活支援連絡会（生活支援にかかる多様な関係者による協議体）において、生活支援に関するニーズの把握や新たなサービスの開発、関係者のネットワークづくり等が展開されるよう体制の整備を進めます。また、高齢者の社会参加を推進するため、高齢者等サロンへの開設・運営助成金による支援を行います。

○「ふれあい・いきいきサロン推進事業」では、高齢、障がい、子育てサロンなど種別を問わず、サロンの開設・運営助成などの支援を行い、多様なサロン活動を支援します。

○「介護予防に資する通いの場の充実事業」では、サロン活動をはじめとする、住民が主体的に行う定期的な通いの場について、介護予防の観点から情報提供するとともに、担い手の発掘・養成などに取り組みます。

○「買い物弱者実態調査」については、買い物アクセスマップの作成等を行うとともに、各区の生活支援連絡会等とも連携し、買い物弱者に関する実態把握に努めます。

○「名古屋市子ども食堂推進事業」では、区社協の「サロン何でも相談所」を通じて、引き続き「子ども食堂」への開設助成を実施するとともに、子ども食堂等の広報・啓発を目的としたフォーラムを実施します。

また、「名古屋市子ども食堂等コーディネート事業」では、子ども食堂等の立ち上げ、運営に関する総合相談や、支援機関や地域とのネットワークづくり等に取り組むことで、子ども食堂等の円滑な運営やさらなる活動の充実にに向けた支援を行います。

○「重層的支援体制整備事業」では、各区社協等とともに、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援の３つの支援を一体的に行いながら、効果的かつ着実な事業の推進を図ります。

また、令和８年度からの受託者の公募が実施されるため、全区受託できるよう準備を進めます。

○重層的支援体制整備事業の後方支援業務については、包括的相談支援チームに対して、困難ケースへの専門職による助言を行うとともに、チーム及び相談支援機関への研修等による対応力の向上を図り、事業推進のために専門的見地から後方支援を行います。

○各区社協で受託している「高齢者はつらつ長寿推進事業」では、介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図るため、プロポーザル申請書に記載した基本目標及び取り組みの計画的な実践と分析を行い、成果及び実績の蓄積ができるよう支援します。

また、令和８年度からの受託者の公募が実施されることから、現状の業務について分析を行ったうえで、引き続き全区社協が受託できるよう支援を行います。

○ボランティア活動の振興については、多様な主体の地域福祉に関する理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、引き続き若者の担い手づくりを目的とした「なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル」を開催します。

また、地域共生社会の実現に向けて地域での協力者を増やしていくため、福祉学習サポーター養成研修等を実施し、福祉教育・福祉学習の推進に取り組みます。

○なごやか地域福祉２０２９に記載されている「在宅避難者に必要な支援のあり方」については、行政や関係団体と連携し、名古屋市で発災した際の課題の共有と取り組みについて協議を進めていきます。

○地域の助け合い・支えあい活動に携わる人材養成及び取り組みの支援については、未活動者から既活動者まで参加ができるようなイベントを開催し、新たな人材や活動を掘り起こすとともに、活動に対する助成、個別面談、情報交換会などを行い、市民の草の根福祉活動を推進します。

○地震だけではなく台風、豪雨など多くの災害が起こる危険性を秘めるなか、大規模災害の発生時に、円滑に災害ボランティアセンターを運営できるように準備を進めるとともに、平時から関係団体との顔の見える関係のさらなる充実を図ります。

また、被災地から名古屋市への避難者への支援についても、市民活動推進センターや関係団体と連携して引き続き取り組みます。

○市内の社会福祉法人等が連携し、地域の福祉課題解決を目指す「なごや・よりどころサポート事業」では、養護施設等を出て大学等に進学する若者への生活費を支援する「若者よりそいサポート」はじめ各事業を継続するほか、令和5年度から試行的に実施していた福祉施設が住民の困りごとを受けとめる「地域のよりどころ相談窓口」を本格実施します。

○生活困窮者自立支援事業については、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅と金山の2か所を継続運営し、地域共生社会の実現を見据え、多様な地域生活課題に対する包括的な相談支援や居住支援の強化を図り、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。

また、自ら支援を求めることができない生活困窮者を発見するための関係機関、地域住民等とのネットワークを構築するとともに、アウトリーチによる支援を継続していきます。

○住まいの確保が困難な高齢者や障がい者等への支援については、多様な事業展開を図る本会及び区社協の総合力を活かし、「住宅確保要配慮者居住支援法人」としての支援業務に取り組みます。

また、「居住支援コーディネート事業」については、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターと連携し、住宅確保要配慮者に対する入居等の支援や入居トラブルを抱えた大家等に対する支援を通じて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めます。

○令和7年4月から5年間を計画期間とする「なごやか地域福祉2029」（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社協地域福祉推進計画）については、市及び市社協職員で構成する幹事会・ワーキングにおいて各事業や取り組みの進行管理を行うとともに、市民、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成する「地域福祉に関する懇談会」を開催し、計画全体及び取り組むべき方向性ごとの進行管理と評価を行います。

○在宅福祉事業については、「第6次在宅福祉事業プラン」（令和6～11年度）に基づき、さまざまな取り組みを行うことで、経営の安定を図り、事業を継続していきます。

特に、「安定した経営のための組織体制」を目指し、令和7年4月より東・中・熱田区の各介護保険事業所の訪問介護事業部門を「中区介護保険事業所」に統合します。

また、訪問介護の担い手である、なごやかスタッフの確保に引き続き努めるほか、限られた職員体制で効果的・効率的に業務がおこなえるように、ICTの活用等による業務効率化を図ります。

○「社会福祉研修センター」では、「名古屋市高齢・障害福祉職員研修」にて、名古屋市内の高齢・障害事業所職員に対し、幅広い知識や専門的技術等を学べる機会を提供します。名古屋市介護サービス事業者連絡研究会とのコンソーシアムによる「名古屋市介護職員等キャリアアップ研修」の継続受託を目指し準備を進めます。

また、「認知症介護実践者等養成事業」や「介護職員初任者研修」等の独自研修も継続実施し、福祉・介護人材の資質向上並びに人材育成・確保等を図ります。

○「いきいき支援センター」では、市内17カ所のセンターを継続して運営し、総合相談支援や認知症地域支援体制づくり、医療・介護連携の推進、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント事業等を各区社協、区役所等関係機関と連携・協働して実施します。

また、現受託期間における「基本方針に基づく重点的な取り組み」である単年度ごとに各センターが作成する目標シートの実施を通じて、引き続き「地域包括ケアの推進」に努めます。

○「名古屋市認知症相談支援センター」では、認知症の人と家族が安心して暮らせるまち なごや を目指し、いきいき支援センターに配置される認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの活動支援を行うとともに、いきいき支援センター等と協働し、認知症カフェの開設・運営支援、キャラバン・メイトの養成やチームオレンジの活動支援、認知症疾患医療センター等と協働し、若年性認知症の人やその家族への支援を行います。

ピアサポート事業として、認知症の人や家族同士が集い、互いに支え合う交流会を定期開催し、不安を軽減するとともに地域の一員として社会活動への参加促進を図ります。

市民からの相談を受ける認知症コールセンターや認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を保障する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」の事務局を運営し、広報誌や SNS 等を活用した啓発活動も行います。

○「障害者・高齢者権利擁護センター」では、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、金銭管理サービス、財産保全サービス、福祉サービスの利用援助を実施します。市内4事務所連携して、引き続き待機期間の短縮、相談支援体制の強化を図ります。

○「高齢者虐待相談センター」及び「障害者虐待相談センター」では、虐待に関する専門相談機関として、相談助言を行うとともに、市内の相談受理機関などの職員を対象とした研修を実施するほか、普及、啓発を通じて虐待防止法の理解促進を図ります。

また、今年度中に予定されている次期公募についても継続受託を目指し、着実に準備を進めます。

○「障害者差別相談センター」では、障害当事者やそのご家族、民間事業者等から寄せられる差別に関する相談について、関係機関と連携した調整を行い、障害者差別に関する相談事案の解決を図るとともに、相談従事者の人材育成や市民・事業者等を対象とした普及、啓発を行い、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりに取り組みます。

また、今年度中に予定されている次期公募についても継続受託を目指し、着実に準備を進めます。

○「成年後見あんしんセンター」では、成年後見制度利用促進法における中核機関として成年後見制度に関する相談や普及啓発、市長申立て事務の一部受託、地域連携ネットワーク（支援チーム）の構築支援、市民後見人の活動の監督・支援、権利擁護支援協議会の運営等を行います。

また、今年度中に次期受託事業者の選定が予定されますので、継続受託を目指して着実に準備を進めます。

○「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」では、死後事務を依頼できる親族のいない低所得の高齢者を対象に、葬儀・納骨、家財処分等の死後事務委任契約の締結を進めます。また、既契約者に対しては見守り、安否確認を通して孤立の防止に努めるとともに、今年度中に予定されている次期公募についても継続受託を目指し、着実に準備を進めます。

なお、「なごやかエンディングサポート事業」については、既契約者へのサービス提供に努めるとともに、本事業の検証を行いながら、持続可能な事業運営スキームのあり方について検討します。

○「名古屋市障害者雇用支援センター」では、障害者の「働きたい」という思いと「地域での自立した生活」実現のために、障害者就労支援センター事業による総合相談支援事業を始め、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労定着支援事業を実施します。

併せて、令和7年10月から新設される予定の「就労選択支援事業」について、国の方針等を確認し実施の検討を進めます。

また、一人でも多くの障害者が一般就労を続けられるよう、本人及び就職先企業だけでなく、他の支援機関等も含めた地域ネットワークづくりを進めます。

○福祉基金事業では、新たに定めた「令和7～11年度の福祉基金事業運営にかかる基本方針」に従い、「地域共生社会」の実現に向け、より一層の地域福祉活動の活性化等を図り、事業の重点化と持続可能な基金運営に取り組みます。

また、基金原資の確保のため、グッズを活用した寄付・遺贈のPRなど、寄付額の増加に向けた取り組みを進めます。

②【指定管理施設・公募事業への対応】

○「鯉城学園」については、指定管理者として提案事項に基づき、学園の円滑な運営に取り組み、「暮らし」をはじめ、専攻の充実を図り、学園の魅力の向上に努めます。

また、積極的な学生募集を行うとともに、高齢者の生きがいづくりや地域活動の核となる人材の養成を目指します。

○「とだがわこどもランド」では、指定管理期間3年度目を迎える中、引き続き運営体制の強化を図っていきます。緑豊かな緑地エリアを活かした自然あそびの実施、とだがわミーティングや創造の空間の設置により、中高生の主体性を育みます。さらに、子育て支援活動の展開を通じ、多様な年齢層・対象に応じた企画事業に取り組みます。また、令和8年度の開園30周年記念に向けたプレイベントの実施を通じた事業の充実と魅力を発信していきます。

○「総合社会福祉会館」については、地域における福祉活動の拠点として引き続き安全・安心で利便性の高い会館づくりと着実な管理・運営に努め、利用者満足度の向上を図ります。

○区社協が指定管理者となった「福祉会館・児童館」及び、児童館を会場として実施する委託事業となった「名古屋市中学生の学習支援事業会場運営業務」については、各館の側面的な支援を行うとともに、館同士の連絡調整が円滑に進むようハブとしての機能を発揮します。

② 【本会経営基盤の強化、他団体とのパートナーシップ・連携】

○「内部管理体制の基本方針」の定めによって取り組みを進めることで、社会福祉法人として高い公益性と公共性を発揮し、地域で期待される役割を十分に果たすことができるよう努めるとともに、会計監査人による監査を取り入れることで、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保に努めます。

○計画期間の初年度となる「第4次経営戦略計画」については、本会の使命及び経営理念に基づき、事業の情報共有や経営判断等を行う「経営会議」の開催及び、各実施項目の推進方法や進捗状況の共有を行う「経営会議ワーキング」を設置するとともに、評価委員会において進捗評価を行い、実施項目の修正等必要な取り組みを検討することで、目標達成に向けて推進します。

○地域共生社会の実現において多様な主体との関わりが求められるなか、企業との連携・協働促進事業の運営方針に基づき、各企業の地域貢献活動を把握するとともに、地域福祉の課題やそれに対する取り組みといった情報の提供、交流や学習の機会の提供を行うことで、企業の地域貢献活動の促進を図ります。

○計画期間の初年度となる「第3次広報戦略方針（な～やビジョン）」については、行動計画の企画運営及び進行管理・評価を実施することで、住民や関係団体等に信頼される組織となるために、社協の魅力が伝わる広報活動に取り組みます。

○「働き方改革」への対応については、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、勤怠管理のシステムの活用をすすめ、休暇取得状況の把握や時間外勤務の圧縮に取り組むなど、より一層適切な労務管理に努めながら職員一人ひとりの意識啓発を促し、国の動向等を注視しながら今後予定される各種労働関係法令改正への対応を進めます。

また、引き続き「風通しのよい職場」、「働きがいのある職場」をめざし職場改善事業を実施するなど、職員一人ひとりが健康でいきいきと働くことができる名古屋市社協版働き方改革の実現に向けて取り組みます。

○人材の確保・育成に関しては、「キャリアマネジメント方針」等に基づいて職員の着実な確保と計画的な育成を行うとともに、新たな事業や社会ニーズに対応できる職員育成や多様性の確保に向けた取り組みを進めます。

また組織全体での定年延長への対応や職場環境の向上を図り、様々な手段を講じて組織の基盤となる人材の質と量の確保に努めます。

また、ＩＴツールの活用などにより引き続き恒常的な経費の節減を図りつつ、会員及び賛助会員の拡大や寄付・遺贈のPR 拡充に努め、財政基盤の強化に取り組みます。

主な活動及び事業

1 区社協の運営支援【独自】

* 太字は新規・臨時事項

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
区社協の活動・基盤の充実、強化	区社協の運営支援・基盤強化のため、運営経費等の助成、各種情報の提供その他の支援を行うとともに、改正社会福祉法への適切な対応についても支援を行う。	・区社協への職員派遣 ・活動費の助成 ・情報提供、連絡調整 ・人材確保や育成及び関係機関との調整
区社協会長研修	先駆的な社協活動や地域福祉活動等の状況を学び、今後の区社協活動推進上の参考とするため、区社協会長等を対象とした正副会長福祉セミナー（講義型）を開催する。	・年1回（地域福祉部会委員会と併催）
区社協事務局長会議はじめ各担当次長会、各担当者会の開催	区社協事務局長を対象とした会議や各担当次長会・担当者会を開催し、必要な事項の伝達のほか、社協を取り巻く課題や市等の動きについて共有を図るとともに、その対応方法等について協議する。	・区社協事務局長会議 年11回 ・各担当次長会・担当者会 適宜
区社協第5次地域福祉活動計画の推進支援	各区社協における第5次地域福祉活動計画の推進（進捗管理）の支援を行うことで、各区における計画的な地域福祉の推進を図る。	・区社協地域福祉担当次長会 年2回 ・進捗状況の確認 通年 ・課題集約 適宜

2 地域福祉活動の推進

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
地域支えあい事業【委託】	地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制構築の一環として、住民相談窓口の設置と地域住民によるコーディネーターの配置やボランティアの養成を行い、地域住民が抱えているちょっとした困りごとを住民相互で助け合うための仕組みづくりを推進する。	・16区120学区を目標とした計画的な実施学区拡大
「つながり・支えあおう 地域福祉のすゝめ」の開催【独自】	地域福祉推進協議会ほか、ボランティア・NPO団体、企業等多様な主体が取り組む地域福祉活動の活性化と地域の福祉力向上を図ることを目的に、地域福祉のセミナーとして「つながり支えあおう 地域福祉のすゝめ」を開催する。	・年1回開催 ・地域支えあい活動フォーラム、サロン推進セミナーと併催

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
次期地域福祉に関する計画「なごやか地域福祉2029」（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）の推進	「地域福祉に関する懇談会」のほか、「幹事会」や「ワーキンググループ」を開催し、多様な主体の参画を得て進捗状況の確認をする。	・懇談会（年1回） ・幹事会の開催（年1回） ・ワーキンググループの開催（年3回） ・なごやか地域福祉ニュースの発行（年4回）
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業【委託】	包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援の3つの支援を一体的に行いながら事業を推進する。 令和8年度からの受託者の公募が行われるため、受託に向けた準備を行い、全区受託を目指す。	・16区における円滑な事業推進 ・次期契約期間の受託に向けた準備
重層的支援体制整備事業の後方支援【委託】	各区の包括的相談支援チームに対して、困難ケースへの専門職による助言を行うとともに、チーム及び相談支援機関への研修等により対応力の向上を図り、事業推進のために専門的見地から後方支援を行う。	・重層ミーティング 年11回 ・基礎研修 年1回 ・フォローアップ研修 年2回以上 ・チーム、相談支援機関等向け研修 年1回以上
地域福祉推進協議会事業の推進【独自】		
推進協への助成	住民が主体となって設置する「地域福祉推進協議会」が実施する事業を支援するための助成を行うとともに、「つながり応援事業」の円滑な事業開始に向けた支援等を行う。	・全小学校区に設置・助成 ・「つながり応援事業」の助成 102学区
地域支えあい事業強化事業の実施	地域支えあい事業に関連する活動のうち、障がい者や子育て支援の活動に対するボランティアポイントの付与を行い、推進協等の全対象型の地域福祉活動を活性化する契機とする。	・地域支えあい事業実施学区における活動に対するボランティアポイントの付与

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
ふれあい・いきいきサロン推進事業の実施		
ふれあい・いきいきサロン開設助成【独自】	地域住民の孤立防止や見守り・助けあいの機運を高めるため、新たに開設される「ふれあい・いきいきサロン」に対して、必要物品購入経費の一部を助成する。	・区社協における開設相談・支援の促進 ・年間 40件助成
子育て・障がい者サロンへの運営助成【独自】	子育て・障がい者サロンの運営費助成を行い、高齢者等サロンの整備等推進とともに市内全般的サロンの活性化を図る。	・【月2回以上5人以上】年間45件助成 ・【月4回以上5人以上】年間40件助成
多様なふれあい・いきいきサロンづくりの推進【独自】	ふれあい・いきいきサロンの推進のため、各区でのサロンの設置状況を把握・分析するとともに、サロン推進セミナーを開催する。	・サロン推進セミナーの開催（年1回）
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業の実施【委託】	各区の生活支援連絡会において、担い手の養成や資源開発などの具体的な取り組みが実施されるよう支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加を一体的に進める。	・高齢者等サロンの設置・把握 各学区1か所ずつ ・各区生活支援連絡会の設置・運営（年2回以上）
介護予防に資する通いの場の充実【委託】	介護予防に関する情報提供や通いの場の担い手の発掘・育成、活動場所の確保の支援をすることにより、介護予防に資する住民主体の屋外型の通いの場の充実を図る。	・研修会 年4回以上
子ども食堂推進事業【委託】	子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、子ども食堂実践者同士のネットワークづくりや区社協の「サロン何でも相談所」を通じた「子ども食堂」の円滑な運営のための活動支援を行う。	・子ども食堂開設助成金 20件 ・子ども食堂の啓発等を目的としたシンポジウム等の開催（年1回）
子ども食堂等コーディネート事業【委託】	子ども食堂等の立ち上げや運営を支援するとともに、子ども食堂等で支援が必要な子どもを見つけた際に行政や地域住民、NPO等様々な支援機関と連携を取りながら当該子どもを支援につなぐことができるように子ども食堂等を支援するもの。	・子ども食堂開設講座（年1回） ・子ども食堂運営者研修会（年1回） ・子ども食堂連絡会（年2回）
ふれあい給食サービス事業の推進【独自】	ひとり暮らし高齢者等とボランティアが食事を介して孤独感の緩和や安否確認等を目的に、地域団体等が実施する「ふれあい給食サービス事業」に対してその経費を助成するほか、関係機関と連携しながら食品衛生指導を通じた食品衛生管理の徹底等の情報提供を行うことにより、支援する。	・現行237学区の継続実施

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
地域の支え手応援事業【独自】			
	住民の地域活動参加支援事業	地域の助けあい・支えあい活動や困りごと解決活動に興味のある未活動者から既活動者まで参加できるような、地域の現状を踏まえた取り組みを紹介するなどのイベントを実施し、地域活動への参加を支援する。 ※市民活動推進センターやNPO等との連携・協働で実施している、ボランティア活動促進イベント「ぼらマッチ！なごや」を本事業に位置付ける。	・イベント参加 300名
	地域の困りごと解決応援助成	「住民の地域活動参加支援事業」の講座受講生や団体等が取り組む地域の困りごと解決活動に対して、助成金を交付して活動の支援を行う。	・助成事業 5事業以上の応募
	活動継続応援事業	地域の困りごと解決活動に取り組む講座受講生や団体等に対して、個別相談や共同学習・情報交換の場づくり等を実施することで、安定した活動を行えるように、地域をフィールドとした草の根福祉活動の支援を行う。	・個別相談（年3件） ・進捗状況把握（年2回） ・学習会・交流会等（年2回）
地域の子ども応援事業【独自】		次代を担う子どもたちが地域において他者との交流などを通じて主体性や社会性などを身につけることができる事業及び子ども・子育てを支える人づくり事業に対して助成を行う。 (1)子どもの主体的な活動応援事業 (2)中学生・高校生の居場所づくり事業 (3)地域で子ども・子育てを支える人づくり事業	・新規応募団体 3団体以上 ・成果報告会（年1回）
コミュニティワーカー（学区担当）による計画的な地域支援の推進【独自】		各事業の連絡会や研修会等を通じて、コミュニティワークに関する情報交換や実践手法等を共有するとともに、重点支援学区を設定することで計画的な学区支援を行い、推進協活動の活性化を図る。	・コミュニティワーカー学区担当制における重点支援学区設定 各区2学区以上
コミュニティワークを習得する研修の実施、ツールの普及・活用【独自】		本会が作成した「社協職員実践読本」を活用し、コミュニティワーカーとして必要な知識や技術を習得するとともに、コミュニティソーシャルワークの展開方法等を理解し、職員の経験年数に応じ段階的に個と地域の一体的な支援を意識した実践を行うための研修を実施する。	・年3回開催

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
福祉ネットワークセミナー【独自】	社会福祉施設と地域、社会福祉協議会の連携をめざし、施設の社会貢献、地域貢献への意識向上を図るため「福祉ネットワークセミナー」を開催する	・年1回
なごや・よりどころサポート事業【独自】	市内の社会福祉法人が協働して社会貢献活動にとりくみ、地域住民の抱える困難な福祉課題の解決にむけた事業を実施する。 ＜支援事業＞ (1) 居場所・サロンづくり事業 (2) 若者よりそいサポート事業 (3) 就労支援事業 (4) 地域のよりどころ相談窓口事業 ＜その他の活動＞ (1) よりどころサポート通信発行 (2) ホームページの運営 (3) セブンイレブンの社会貢献活動への協力 (4) なごや・よりどころサポート事業新パンフレットの作成	・社会貢献推進委員会（年2回） ・参加法人（78法人 全法人の3割） ・拠出金・寄付金目標金額（1,000万円） ・就学支援（30名） ・緊急時支援（10名） ・中間的就労支援（3名） ・一般就労支援（3名） ・就労体験支援（5名） ・相談窓口実施事業所（42カ所） ・よりどころサポート通信発行（年3回）

3 ボランティア・市民活動の振興

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
ボランティアセンター運営事業【一部補助】		福祉分野を中心とするボランティア市民活動振興のため、下記の事業を行う。 (1) ボランティア相談への対応、ニーズ調整 (2) 連絡調整 (3) ボランティア活動に関する調査、研究及び提言 (4) 活動室、資器材の提供・貸出 (5) ボランティア活動保険等の受付・加入促進 (6) ボランティア顕彰、民間助成金等の周知・推薦	・区社協のボランティアコーディネートの現状を把握し、ボランティアコーディネートに対する市民の満足度をより高め、ボランティア活動を振興する。
市・区社協ボランティアセンターの機能強化【一部補助】		市・区社協ボランティアセンターの機能強化を図るため、研修・情報提供を行う。 (1) 区社協ボランティアコーディネーター連絡会・研修会の実施 (2) ボランティアセンターの取組等のICT等を活用した情報交換	・(1) ボランティアコーディネーター連絡会・研修会（年2回）
ボランティア活動に関する学習・協議の場づくり【独自】		ボランティア活動者同士の学習・協議の場である「なごやボランティア楽集会」を開催委員会（名古屋市域においてボランティア活動に取り組んできた実践者有志による開催委員会）において企画検討し、開催する。	・年2回 ・参加者各回50名
市民活動推進センターやNPO等との連携・協働【独自】		市民活動推進センターやNPO、企業等と連携・協働しながら、下記の事業を共催で行う。 (1) ボランティア活動促進イベントの開催 (2) 市と連携したボランティア関係情報の共有と市民への情報提供 (3) NPO おたがいさま会議の支援等による市民活動の支援	・（ボランティア活動促進イベント（年1回） 参加者数300名 ・市民への情報提供（随時） ・NPO おたがいさま会議への参加、支援
ボランティア情報の収集・発信（提供）情報発信、意識啓発の充実			
	ボランティア登録管理システムの運用【一部補助】	ボランティア活動に関する効果的な情報発信のため及び登録ボランティアの活動状況把握のための調査を実施するとともに、引き続き「なごやボラねっと」を活用して市・区社協等のボランティア情報発信を充実させる。	・登録ボランティア活動状況調査の回収率70%以上 ・「なごやボラねっと」の効果的な運用 ・メールによる情報発信機能の活用

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
ボランティア情報紙（ほっとはあとコーナー）の発行等【独自】	広報紙「ふれあい名古屋」内のほっとはあとコーナーをボランティアグループ「ほっとはあとクラブ」とともに編集・発行し、登録ボランティア及び市内小中学校に配布する。 また、各区社協が広報誌等の発行にあわせ、福祉施設・団体における随時のボランティア募集情報を収集し、区別の「なごや福祉ボランティア募集情報」を発行し、積極的な情報発信ができるような支援を行う。	・ほっとはあとコーナーの発行（年2回） ・ほっとはあとクラブメンバー2名増 ・区別「なごや福祉ボランティア募集情報」の発行（年2回）
家庭体験事業【委託】	児童養護施設、乳児院等に暮らしている児童を春・夏・冬にボランティアの家庭に迎えてもらい、生活を共にすることで、家庭における生活体験の機会を提供する。	・18施設宛てに案内送付（年3回）
市域ボランティアネットワーク組織に対する活動支援【独自】	市域で組織する各ボランティア団体ネットワーク組織の活動の振興のため、各団体が実施する事業に対して助成を行うほか、運営支援を行う。 [現在組織されているネットワーク組織] (1) 名古屋市おもちゃ図書館連絡会 (2) 名古屋点訳ネットワーク (3) ガイドネットワークなごや (4) 名古屋市ボランティア連絡協議会 (5) 名古屋市傾聴ボランティアの会	・各ネットワーク組織に対する経費助成及び事務局として会議への参加、助言等を行う。
「おもちゃ図書館ともだち」の運営【独自】	乳幼児や障がいのある子ども等がおもちゃ遊びを通じてふれあいを深めることをめざす市内の「おもちゃ図書館」の中央館として「おもちゃ図書館ともだち」を運営する。	・各開館日のボランティア2名増
若者の社会貢献・ボランティア活動の促進【独自】	若者の地域福祉課題等への関心を高め、社会貢献・ボランティア活動を促進し、地域での新たな担い手づくりにつなげていくとともに、地域課題や社会貢献・ボランティア活動への意識を醸成していく。	・なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブルの開催（年4回） ・若者の興味・関心のあることを通じて、「学び・気づき・出会い」の場を創出する。（年2回）
市民活動への参加支援へ向けた取り組みの実施【独自】	令和5年度に実施した調査結果をもとにターゲット層やボランティア登録者等の状況に合わせた情報提供や活動の提案、支援の方法を工夫し、情報発信の充実や参加率の向上につなげる。	・世代等に合わせた情報発信を幅広く行うため、令和5年度に整理した周知先を活用して周知する。 ・参加のハードルが低い単発ボランティアを企画する。

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
福祉学習の推進			
福祉教育・福祉学習推進事業 【一部補助】	福祉教育・福祉学習推進事業 【一部補助】	地域での福祉学習の必要性や共生意識の醸成に対する理解促進のため、自身の体験・経験を参加者に伝え、参加者が地域の課題などに気づき、自ら解決に取り組むように働きかける福祉学習サポーターを養成するとともに、区社協の福祉教育担当者や福祉教育協力者等が情報交換する場を設ける。 また、多様な地域住民に対する福祉意識、共生意識を高めるため、市民向け福祉学習の機会を創出する。（各区において「なごや出張福祉学習」を実施する。） その他、福祉教育に関する学びを深めることを目的に、愛知県社会福祉協議会と共催で、福祉教育実践者との交流や学習会などを開催する。	- 福祉学習サポーター養成研修の開催（年1回・養成人数21名） ※H27～R6の養成人数244名 - 福祉学習サポーターフォローアップ研修の開催（年1回） - 福祉教育・ボランティア学習のつどい in あいち・なごやの開催（年1回）
	福祉読本「ともに生きる」の発行 【独自】	学校や家庭における福祉の啓発教材を作成し、小学校等へ配布する福祉読本「ともに生きる」を県社協・教育委員会と共同で作成し、小学校5年生対象に作成・配布する。	・22,000部配布
	福祉学習資器材貸出事業【独自】	福祉体験学習を実施する学校や企業に対して、車いす・点字器・アイマス等福祉教育資材を貸し出しする。	・各資器材の使用状況確認及び計画的な更新
災害ボランティア活動の推進、被災者の支援			
災害に備えたボランティア、市との協働 【独自】	災害に備えたボランティア、市との協働 【独自】	大規模災害発生時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて三者合同研修及び担当者研修会を実施するほか、「なごや災害ボランティア連絡会」に幹事として参画、名古屋市災害ボランティアコーディネーター養成講座等への協力その他各種訓練、研修会への参加などを実施する。 被災時に要配慮者への対応を行う関係機関・団体と在宅避難に必要な支援を展開するために連携・協働体制の構築を行う。 名古屋青年会議所など様々な関係団体との平常時からの連携を強化する。	- 災害ボランティアセンター三者合同研修（年1回） - 災害ボランティアセンター担当者研修会（年1回） - 災害ボランティアセンター新任者研修会（年1回） - 在宅避難に必要な支援についての勉強会（年2回）

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
	「被災者支援ボランティアセンターなごや」の運営【委託】	「被災者支援ボランティアセンターなごや」の運営については、東日本大震災及び令和6年能登半島地震によって名古屋市に避難されている方の自立支援を目的とした必要な情報提供やボランティアによる支援等を行うと同時に、被災地の復興支援のため、被災地でのボランティア活動希望者に足して必要な情報提供を行う。	・登録者の現状把握を継続的に行い、よりきめ細かい支援を展開する。 ・お茶っこサロンなごや（年2回） ・じんのひ能登カフェ（年4回） ・語り部派遣事業の実施

4 介護保険事業等の取り組み（第6次在宅福祉事業プランより抜粋）【独自】

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
数値目標の明確化	職員一人当たりの担当時間数・利用者数を定め、目標収入の達成を図る。	・なごやかヘルプ事業 （目標時間数（月平均）） サ責1人あたり：294.0時間 ・居宅介護支援事業 （目標利用者数（月平均）） CM1人あたり：44.7人 ※1月末現在の情報にて設定
事業所及び在宅福祉部のあり方検討・実施	区事業所や在宅福祉部の役割も含めたあり方を見直すことで、安定した経営を図る。	・令和7年4月より東・中・熱田区の訪問介護事業部門を「中区介護保険事業所」に統合
ニーズに応じた質の高い多様なサービス提供	認知症や一人暮らしのお客様が増加していくなか、多様なニーズに対応するため、多職種との連携を強化してお客様を“面”で支える支援体制づくりを行うとともに、制度では対応できないニーズや社会の変化により対応が必要なニーズに対して柔軟に対応できる取り組みの検討を進める。	・生活応援サービスの拡充及び対応が必要な取り組みの検討 ・職員のワークサポートケアマネジャーの資格取得 ・各区で必要な取り組みの実施
生産性向上のための業務の効率化	介護人材確保が困難となるなか、限られた職員体制で効果的・効率的に業務がおこなえるよう業務標準化やICTの活用等に努める。	・各事業における業務の標準化、効率化の検討・実施
職員の安定的な確保・定着・育成	年々減少の一途をたどっている職員、特に、国からも喫緊の課題といわれている訪問介護員である「なごやかスタッフ」の「確保」、職員が「定着」できる環境づくり、研修の充実等による「育成」に努める。	・なごやかスタッフの登録方法・育成方法の見直し ・個人評価の仕組みの導入検討

5 いきいき支援センター運営事業等の実施【委託】

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
いきいき支援センター運営事業		
いきいき支援センター運営事業	市内17か所のいきいき支援センター及び13か所の分室について引き続き受託・運営する。高齢者の総合的な相談窓口機能の発揮、認知症地域支援体制づくり、地域ケア会議の開催等の事業実施に向けて、現受託期間における「基本方針に基づく重点的な取り組み」である単年度ごとに各センターが作成する目標シートの実施を通じて、引き続き名古屋市の「地域包括ケアの推進」の中心的役割を担う。	【会議】 ・センター長会（年3回） ・センター主事連絡会（年2回） ・分室管理者連絡会（年1回） 【研修（職種別・階層別）】 ・職種別研修（各1回） ・新規採用職員研修（随時） ・新規採用専門職員フォローアップ研修（年2回） ・専門職員フォローアップ研修（年1回） ・センター職員研修（年1回）
認知症地域支援体制づくり推進事業	認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームをセンターに配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る。 また、各センターにおける認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームの取り組みを共有する機会等を創出する。	・認知症初期集中支援チームの支援対象者数 1センター平均20名
介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	要支援者・事業対象者に対して指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業を行う。	・各センター利用者満足度調査 利用結果満足度90%以上
いきいき支援センター事務局	他法人を含む市内全29センターの事務局に関する事業を受託し、円滑な事業実施及びサービス向上のため、連絡会の開催、職員及びいきいき相談室向け研修の企画・実施、その他の調整事務を行う。	・連絡会（月1回） ・いきいき支援センター職員向け研修（年3回） ・いきいき相談室向け研修（年2回）

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
高齢者の見守り支援事業			
	各いきいき支援センターにおける事業推進	社協が受託するいきいき支援センター17センターに配置する見守り支援員（及びスタッフ）の連絡会の開催、学び合い実習等を実施する。	・見守り支援員等連絡会（年2回） ・学び合い実習（7～11月）
	見守り支援員研修・電話ボランティア研修の実施	各いきいき支援センターに配置する見守り支援員及び電話ボランティアの養成、円滑な事業実施、質の向上のための研修を実施する。	・支援員研修（年4回） ・電話ボランティア養成研修（年1回） ・電話ボラ・フォローアップ研修（年2回）

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
名古屋市認知症相談支援センター運営事業【委託】 名古屋市認知症相談支援センター運営事業	市域におけるネットワーク体制の構築として、いきいき支援センターに配置される認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員に対する支援、認知症カフェの開設・運営支援、キャラバン・メイトの養成やチームオレンジの活動支援、若年性認知症者に関する支援を行う。 ピアサポート活動の支援や広報誌・SNS等を活用した啓発を行い、市医師会や認知症疾患医療センターとの連携などを通じて、市域におけるネットワーク構築の中核機関としての役割を担う。 認知症コールセンター、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業事務局を運営する。	・市域のネットワークの構築 キャラバン・メイト養成研修 1 回 認知症セミナー 1 回 認知症疾患医療センターとの会議 6 回 ・認知症地域支援推進員の活動支援 研修会 4 回、初期集中支援チーム員との合同研修会 1 回 ・初期集中支援チーム員の活動支援 研修会 3 回、認知症地域支援推進員との合同研修会 1 回 ・広報啓発 「認知症のしおり」発行 「認知症情報誌 WITH」年 2 回 「認知症 NEWS」年 1 回 YouTube、X (Twitter)、あゆみの会公式 LINE 運営等 ・若年認知症相談支援事業 本人・家族交流会 12 回 相談担当職員研修 1 回、講演会 1 回 自立支援ネットワーク会議 1 回 ・当事者ピアサポート活動の支援 ・認知症カフェの開設・運営助成の事務局 認知症カフェセミナー 1 回 ・認知症コールセンターの運営 ・なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業の実施事務局

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅・金山の運営【委託】（生活困窮者自立支援事業）			
自立相談支援事業	常設の相談窓口を開設し、生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱えている課題を多面的に把握し、その者が置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、対象者ごとに適切な支援計画を策定する。 なお、自ら相談に訪れることが困難な生活困窮者にも対応するため、関係機関、地域住民等との連携の推進、訪問支援等のアウトリーチを行う。	・新規相談件数月 270 件 ・うち新規来所面接相談件数月 135 件 ・新規訪問面談件数月 27 件 ・プラン策定者数 新規面接相談者の 3 割	
就労準備支援事業	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対して、プランに基づき、本人の状況に応じて段階的かつ一貫した以下の支援を行う。 ①生活自立支援訓練：定時に起床・出勤する習慣付けや挨拶・言葉遣いなどの訓練 ②社会自立支援訓練：ボランティア活動参加などによる社会参加能力を高める訓練 ③就労自立支援訓練：就労体験、面接の方法や履歴書の書き方などの訓練	・就労者数 160人	
認定就労訓練事業の推進	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者が、企業や社会福祉法人等において支援付きの就労を行う認定就労訓練事業について、受入事業所の開拓、利用者の斡旋調整等の業務を行う。	・就労訓練事業所新規認定数 20 件 ・就労訓練利用者数 50人	
家計改善支援事業	家計収支のバランスが崩れている生活困窮者に対して、プランに基づき、家計収支の改善や家計管理能力を高めるための支援を行う。 また、弁護士や司法書士による債務相談を実施する。	・延べ利用者数 130 人	
居住支援活動			
居住支援法人活動の実施【独自】	住宅確保要配慮者等に対して、民間住宅等に関する情報や福祉制度・生活支援サービス等に関する情報を総合的に提供するとともに、入居中の生活相談や、福祉制度・生活支援サービス等の利用に関する相談等に応じる。	・相談件数 月 5 件	
居住支援コーディネート事業の運営【委託】	入居トラブル等を抱えたセーフティネット住宅等の大家等への支援や住宅確保要配慮者への入居等の支援を通じて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進める。	・相談件数 月 38 件	

6 福祉サービスの質の向上・利用者等の権利擁護の推進

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
障害者・高齢者権利擁護センター運営事業【補助】			
相談事業	障害者及び認知症高齢者の権利侵害や財産管理に関する相談を実施する。 （１）職員による生活相談：随時 （２）弁護士による法律相談：週２回（水・金）	・生活相談件数 26,000 件（月 2,150 件程度） ・法律相談件数 48 件（週 1 件程度）	
金銭管理・財産保全サービス	知的障害者、精神障害者及び認知症高齢者など判断能力が不十分な方で、日常の金銭管理に不安をお持ちの方に対して契約に基づき金銭の管理や大切な財産を安全にお預りするサービスを実施する。	・新規契約者 282 件 ・継続契約者 1,495 件程度（年度末）	
生活援助員養成・育成	金銭管理サービスの担い手である生活援助員を養成する研修を開催するとともに、現在雇用している生活援助員の資質向上を図る。	・生活援助員養成研修（年 1 回） 受講者数 45 名、新規雇用者数 40 名 ・生活援助員現任研修（年 2 回）	
成年後見あんしんセンター運営事業【委託】			
成年後見制度に関する専門相談及び相談支援機関のバックアップ支援	高齢者や障害者、またはその親族や支援者等に対して成年後見制度に関する相談を実施し、成年後見制度の活用を促進するとともに、相談支援機関等のバックアップ支援を行う。 （1）弁護士または司法書士による専門相談 （2）職員による一般相談 （3）区チーム会議を通じた相談支援機関等のバックアップ支援	・専門相談件数 48 件（週 1 件程度） ・一般相談件数 1,440 件（月 120 件程度） ・区チーム会議の出席 48 回（月 4 回）	
成年後見制度に関する広報・啓発	成年後見あんしんセンター及び成年後見制度、市民後見人について広く市民に対して広報・周知するためのパンフレット等を作成し、相談者や関係機関等へ配布するとともに、ホームページでの積極的な情報提供を行う。 また、職員の講師派遣を積極的に対応するとともに、福祉関係者向けの研修を開催する。	・パンフレット配布数 3,500 部 ・専門相談チラシ配布数 2,400 部 ・職員講師派遣 40 件以上 ・福祉関係者向け研修 3 回	

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
市民後見人候補者バンクの設置・運営、受任調整、後見活動への支援・監督	市民後見人候補者バンクの設置・運営、受任調整、後見活動への支援・監督	市民後見人候補者バンク登録者に対し、受任に備えてフォローアップ研修や生活援助員及び法人後見支援員、施設ボランティア等の実習体験を実施するほか、市民後見人NEWSの発行を通じた情報提供を行う。市民後見人受任者に対しては、受任者研修や受任者サロンの開催、市民後見人の活動の個別支援・監督を行う。 また、市民後見人サポート委員会を設置し、市民後見人の受任調整や専門的な助言を行う。	・フォローアップ研修、受任者研修 4回 ・バンク登録後の実習体験 ・バンク登録者による広報活動 5回 ・市民後見人NEWSの発行 3回 ・受任者サロン 4回 ・市民後見人サポート相談 随時 ・新規受任調整 12件
	市長申立て事務	後見制度の利用の必要な方で、かつ身寄りのない方等のために区役所等が行う市長申立てに関する一部事務を行う。	・市長申立月10件程度の対応
	法人後見活動の支援	名古屋市における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見の活動を推進するため、法人後見団体の交流会や研修、法人後見の設立支援を行う。	・研修会 2回 ・法人後見設立支援 随時
	親族後見人等の活動支援・相談対応	中核機関に期待される親族後見人等の支援のために、親族後見人とセンターが関わりを持つことを目的に、本人・親族を対象とした制度及び申立手続きについての説明会、親族後見人のための相談会を開催する。	・親族のための申立手続き説明会 4回 ・親族後見人のための相談会 4回
	権利擁護支援協議会の運営	専門職団体や関係機関による「協議会」において、構成団体間の連携強化、中核機関の取り組みに関する協議、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討を行う。 【協議会委員：14名、オブザーバー：名古屋家庭裁判所】	・協議会 1回 ・部会 随時開催
法人後見センターなごやかぽーとの運営【独自】		認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の判断能力が不十分な方々が安心して地域で生活できるように、本会が法人の成年後見人等として財産管理や身上保護等を行う。	・法人後見受任件数 計60件 ・職員または法人後見支援員による被後見人等への訪問（月1回以上）

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
エンディングサポート事業の実施【一部委託】		単身等で自身の死後に不安を抱える高齢者と葬儀・納骨、死後の債務の支払い、残存家財処分等を行う契約を締結することで、安心した生活を送ることができるよう支援する「なごやかエンディングサポート事業」及び「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」を実施するとともに、関連する取り組み等と連携し総合的な事業展開を図ります。	・見守り（月1回の電話及び半年に1回の自宅訪問）による孤立防止の推進 - 電話延べ件数 2,500件 - 訪問延べ件数 450件
高齢者虐待相談センター運営事業【委託】			
	高齢者虐待相談事業	高齢者本人やその家族等から、電話や来所での相談を受けるほか、専門家による法律相談及びこころの相談を実施する。	・相談延件数 400件
	高齢者虐待相談研修事業	高齢者虐待の受理機関職員や保健福祉従事者を対象に、高齢者虐待に対応するうえで必要となる知識や技術に関する研修及び演習を行う。	・受理機関向け研修 年3回 ・保健福祉従事者向け研修 年2～3回（いきいき支援センターと連携）
	高齢者虐待防止啓発事業	高齢者虐待防止に向けて、センター職員が各機関主催の研修会等へ講師として出向くほか、啓発チラシ等の配布や講演会等を実施する。	・他機関主催研修等への講師派遣15回 ・講演会開催（施設職員向け 1回） ・社会福祉研修センターとの連携による講義（年間5回、障害と合同） ・啓発資料の配布
	高齢者虐待防止調査研究事業	高齢者虐待防止に向け、虐待相談センターが関わった困難事例へのアドバイス内容を検証し、相談対応に活かす。	・虐待相談センター委員会 年1回

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
障害者虐待相談センター運営事業【委託】			
	障害者虐待相談事業	障害者本人やその家族等から、電話又は来所での相談を受けるほか、専門家による法律相談及びこころの相談を行う。	・相談延件数 400件
	障害者虐待相談研修事業	障害者虐待の受付機関職員や保健福祉従事者を対象に、障害者虐待に対応するうえで必要となる知識や技術に関する研修及び演習を行う。	・受付機関向け研修 年3回 ・保健福祉従事者向け研修 年2～3回（基幹相談支援センターと連携）
	障害者虐待防止啓発事業	障害者虐待防止に向けて、センター職員が各機関主催の研修会等へ講師として出向くほか、啓発チラシの配布や講演会等を実施する。	・他機関主催研修等への講師派遣 15回 ・講演会開催（施設職員向け 1回） ・社会福祉研修センターとの連携による講義（年間5回、高齢と合同） ・啓発資料の配布
	障害者虐待防止調査研究事業	障害者虐待防止に向け、虐待相談センターが関わった困難事例へのアドバイス内容を検証し、相談対応に活かす。	・虐待相談センター委員会 年1回
障害者差別相談センター運営事業【委託】			
	障害者差別に関する相談、調査及び調整	障害者本人やその家族、事業者等から、差別に関する相談を受け、状況に応じて現地調査・事実確認を行い、差別の解消に向けた調整を行う。	・相談受付実件数 年300件
	障害者差別相談窓口従事職員向け研修	地域の相談窓口として位置付けられている区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター等の職員を対象に、障害者差別に対応する上で必要となる知識や技術に関する研修及び演習を行う。	・研修開催 年4回 ・研修参加者満足度 90%以上
	障害者差別解消の推進を目的とした広報啓発	障害当事者や一般市民、民間事業者、福祉関係者等に向けて実施する講座や講演会、センターニュースやホームページなど様々な機会を通じて、障害者差別解消法や条例の理解や差別相談センターの機能や役割などの理解を促す。	・出前講座の実施 年40回 ・市民向け講演会の開催 年1回 ・事業所向けセミナーの開催 年1回 ・センターニュースの発行 年2回 ・駅内広告（デジタル広告）等の掲示

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
名古屋市障害者雇用支援センターの運営		
障害者就労支援センター事業【補助】	ハローワークへの同行など就職活動の支援、生活習慣の形成・健康管理・金銭管理など日常生活の自己管理に関する助言、就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える就労及び日常生活上の課題に対する相談・支援を一体的に行うほか、企業に対してそれぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての助言を行う。 併せて、地域の障害者就労支援機関等社会資源との連携・協働の仕組みづくりを図り、障害者が自立できる地域づくりを目指す。	・新規登録者 100 名 ・障害者に対する相談・支援件数 6,525 件 ・就職者 30 名 ・定着率（就職後 1 年経過）80%以上 ・初回相談件数 150 件
就労移行支援事業・就労定着支援事業【障害福祉サービス】【独自】	指定就労移行支援事業（定員 20 名）として、就職を希望する障害者に対する、模擬職場での作業訓練や就労準備講座・土曜生活支援講座、職場見学や実習、面接同行など就職活動の支援及び就職後の職場訪問・個別面談などによる職場定着支援を半年間実施する。 就職から 6 ヶ月経過後は、指定就労定着支援事業として、就職後 3 年 6 ヶ月まで職場環境改善等定着支援を実施するとともに、就職後 6 年 6 ヶ月までは就労状況の確認を継続していく。その後も課題が残る利用者については、課題を整理し就労支援センターに引き継ぐ。	<就労移行> ・利用者確保のために広報活動・関係機関への営業活動を積極的に実施 ・平均利用人数 12 名／1 日 ・年間就職者 10 名以上 ・障害福祉サービス費収入 330 万円／月以上 <就労定着> ・月平均利用者 25 名以上 ・定着率（年度末時点）90%以上 ・サービス終了者も気軽に相談できる機会づくり
福祉サービス苦情相談事業【独自】	主に本会の第 2 号会員（社会福祉施設・事業者）の苦情解決の仕組みにおける共同設置型の第三者委員として施設への苦情・相談を受け付け、調査及び助言等の実施や苦情調整委員会での審議等により、会員施設の福祉サービスの質の向上を図る。	・苦情調整委員会 12 回 ・苦情相談事業研修会 2 回 ・研修会での内容満足度 90%以上 ・センター通信発行 3 回

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
経営者・施設長セミナー【一部補助】	社会福祉施設経営者・施設長を対象に、施設経営・運営に関わる諸課題をテーマとして、必要な知識、最新情報を提供することにより、管理者としての自己研鑽を図る。 なお、オンラインなど、対象者の参加しやすい方法を積極的に取り入れる。	・年3回 ・施設部会委員会と連携 ・名古屋民間保育園連盟、名古屋市社会的養育施設協議会、愛知県・名古屋市母子施設連盟、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋市老人福祉施設協議会と共催実施
施設独自研修支援事業【独自】	本会の第2号会員である施設等が自ら行う研修に対して経費を助成することにより、会員としての還元を行うとともに、組織力や提供する福祉サービスの質向上に貢献する。	・総額100万円
社会福祉研修センターの運営【委託】		
障害の理解を目的としたホームヘルパー現任研修	障害福祉サービスに従事している者（介護福祉士、ホームヘルパー等）を対象に、障害特性等の理解を深める研修を実施する。	・定員充足率 80%以上 ・受講者満足度 80%以上
認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	地域密着型サービス事業所の指定要件に該当する各種研修を受託実施することで、認知症対応型サービスの充実に資する。	・認知症対応型サービス事業開設者研修 1回 ・認知症対応型サービス事業管理者研修 2回 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 2回 ・受講者満足度 80%以上
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者フォローアップ研修 【愛知県社協と共催・共管】	名古屋市及び愛知県内の障害者福祉サービス事業所で従事するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を対象に、自らの業務を振り返り、確認・スキルアップを目的とする研修を実施する。 本研修の実施主体は名古屋市及び愛知県で、それぞれ本会及び愛知県社協が受託し、共催・共管で実施する。	・受講者満足度 80%以上

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
	介護職員等キャリアアップ研修	介護保険事業所等で従事する職員を対象に、職務に必要な知識・技能を身につけ、仕事に対する不安の解消や能力向上に資する研修を実施する。（名古屋市介護保険事業者連絡研究会とのコンソーシアムにより実施）	・定員充足率 80%以上 ・理解度・役立ち度 80%以上 ・次期プロポーザルに向けての準備をし、継続受託を目指す
	高齢・障害福祉職員研修	介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等に所属する職員に対し、幅広い知識及び専門的技術等の習得が可能な研修を実施することにより、職員の資質の向上と利用者の処遇向上を図る。	・定員充足率 80%以上 ・理解度・役立ち度 80%以上 ・次期プロポーザルに向けての準備をし、継続受託を目指す
社会福祉研修センターの運営【独自事業】			
	介護職員初任者研修 （旧：ホームヘルパー2級養成研修）	愛知県知事の指定を受け、介護職員として基礎的な知識・技能を習得するための研修を実施し、介護人材の養成・確保に資する。併せて、なごやかスタッフへの登録を促し、本会の人材確保を行う。上半期を求職者支援制度の職業訓練として、下半期を通信制での実施とする。	・2回実施 ・定員充足率 90%以上 ・受講者修了率 100%
	認知症介護基礎研修 認知症介護実践者研修 認知症介護実践リーダー研修	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、サービスの充実を図る。	・認知症介護基礎研修（eラーニング） 実施期間 5月～3月 受講者数 300名以上 ・認知症介護実践者研修（2回）、認知症介護実践リーダー研修（1回） 各研修定員充足率 80%以上 受講者修了率 100%

7 本会の強みや特色を生かした指定管理施設等の経営

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
とだかわこどもランドの管理【指定管理】			
自由に遊べる場の提供		屋内・屋外を問わず、誰もが安心して安全に、自由に遊べるよう場を提供する。	・来館者数 450,000 名
児童の健全育成、子育て支援に関する企画の実施 ・企画事業、イベント ・クラブ活動 ・子育て支援活動 ・中高生の居場所づくり 他		乳幼児及びその保護者、小学生から高校生世代まで多様な年齢、対象に応じた各種企画事業・イベントを、創造の部屋など各部屋の特性を活かし実施する。 また、『こどもの相談（個別相談）』『子育て支援講座』等の子育て支援活動や『クラブ活動』、屋外企画『プレーパーク』、中高生の居場所づくりとして『創造の空間』を活用、こどもランドの同学区内にある『共生型サロン』への協力なども行う。	・館内事業利用者数 60,000 名 ・有料乗物遊具利用者数 130,000 名
情報発信 ・広報紙の発行 ・ホームページの運営 ・SNS の活用 ・デジタルサイネージの活用 ・開園30周年記念に向けたプレイベントの実施		広報紙「トコラ」やホームページを通じて、施設及びイベント内容を広く周知し、来館を促す。 また、SNS（X、Facebook、YouTube、Instagram）を積極的に活用する。 来館者の行きかうエントランスにデジタルサイネージを導入。動画なども交え、様々な情報を発信する。 令和8年度に開園30周年を迎えるにあたり、プレイベントの実施による事業の充実を図り、魅力を発信する。	・広報紙「トコラ」毎月発行 年間64,200 部 ・雑誌・イベント情報サイトへの掲載回数 合計300 件
児童館職員研修		各区児童館職員等を対象に、児童健全育成推進財団の定める児童厚生二級指導員の科目認定講習会を県児童総合センター及び県児童館連絡協議会と連携し開催する。	・6 回 300 名
児童館交流事業		市内16児童館の子どもたちを対象とした児童館交流大会（カブラ交流会・子どものまちミーティング・ボッチャ交流会）を開催し、児童館・子ども同士及び児童館同士の交流を図る。	・カブラ交流会 100 名 ・子どものまちミーティング 60 名 ・ボッチャ交流会 60 名

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
鯨城学園の管理【指定管理】		
教養講座、専門講座、地域活動学習講座の開講	高齢者の生きがいづくりと地域活動の核となる人材の養成を目的とする鯨城学園を運営する。学園の魅力の向上に努めるとともに、積極的な学生募集を行います。 2学年 定員568名 8専攻 12クラス 1学年 定員568名 8専攻 12クラス 修業年限 2年	・教養講座 各学年27回程度 ・専門講座 各学年27回程度 ・地域活動学習講座 各学年7回程度
学園行事の実施	入学式、オリエンテーション、卒業式その他、学生同士の交流を深めるもの及び地域活動を推進するための力量を備えるための行事を実施する。	・入学式、オリエンテーション、体育祭、修学旅行、文化祭、卒業式、地域ミーティング（年3回）
学生の自主活動等の支援及び卒業生の地域活動等の支援	学生会活動、クラブ活動（32クラブ）、クラス活動への支援 学園内ボランティアセンターの運営 卒業生が行う学園関係の諸活動や地域の諸活動に対する支援	・クラブ 年間活動日数約27日 ・クラス発表 年2回
一般市民向け講座の開催・事業の実施	高齢者その他市民を対象とした講座や行事の開催及び高齢者福祉の推進に資する事業の実施 鯨城ホールの貸出事業の実施	・公開講座 年3回 ・各種陶芸教室 年2～3回
学園の円滑な運営を図るため学識経験者、関係機関等を交えた委員会の開催	運営委員会の開催	・運営委員会 年2回程度

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
総合社会福祉会館の管理・運営【指定管理】			
	会議室等の貸し出し（指定管理）	社会福祉振興を目的とする活動を行う団体等に対して総合社会福祉会館7階各会議室の貸出し業務を実施する。 また、利用促進及び利用者の満足度を高めるため、設備機器等の計画的な更新や補修を行い、清潔で快適な利用環境を提供し、安全・安心で利便性の高い会館づくりに努める。	・利用率80%以上 ・満足度調査：概ね満足している以上87%以上
総合社会福祉会館事業の実施【一部補助】			
	発達援助教室	発達に何らかの遅れがある子どもの発達を援助するため、親子ともに集団に参加する機会を提供し、その発達の促進を図る「発達援助教室」を実施する。 また、教室卒業者の保護者からの個別の育児相談に応じ、継続的に支援するための「フォローアップ相談」を実施する。	・発達援助教室実施 87回 ・フォローアップ相談実施 45回
	福祉図書室・情報閲覧コーナーの運営	福祉図書及び福祉情報の閲覧をとおして、広く市民に福祉情報に触れる機会を提供するため福祉図書・資料の配備や、主に会館利用者に対する機材の貸出を行う。	・利用人数 500名
	福祉団体連絡事務室の管理	全市的活動をしている各種福祉団体の連絡調整及び活動の場を提供する。	・利用人数 1,000名
	「福祉のひろば」の運営	福祉情報及びボランティア情報の提供と各種福祉団体等が気軽に打ち合わせができるフリースペースを提供する。 また、近年熱中症による健康被害が多くなっている中、一時的に休息できるスポットとして場所を提供する。	・利用人数 2,000名

8 その他の事業

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
高齢者はつらつ長寿推進事業の運営協力【委託】	区社協が受託実施する「高齢者はつらつ長寿推進事業」に関して、より効果的に介護予防、ならびに地域活動の参加促進が図れるよう支援する。 受託者の公募が行われる予定のため、全区受託できるよう支援する。	・合同連絡会 2回 ・職種別連絡会 1回 ・連絡会等を通じた職員間の情報共有 ・プロポーザル・企画研修 1回 ・全区受託に向けた支援
はばたきサポート事業【独自】	児童養護施設や自立援助ホーム、里親又はファミリーホームで暮らしている高校3年生の就職・進学希望者に対して、自立への一助とするために、下記の経費の一部を助成する。 (1)就職又は進学希望者の運転免許取得費 (2)就職又は進学希望者の賃貸住宅入居費	・合計30件の応募
緊急小口資金償還事務【補助】	緊急小口資金貸付要綱により貸付を受け、償還を完了していない者について債権管理の適正化を図り、徹底する。	・緊急小口資金等債権管理委員会の開催
生活福祉資金貸付事業【委託】	低所得者、障がい者又は高齢者を対象に資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業（総合支援資金を含む）」について、窓口となる16区社協を統括し、県社協との連絡調整や情報提供を行うほか、相談援助技術向上にかかる研修会・連絡会を開催する。 また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特例貸付については、受付期間が終了となり、償還事務やフォローアップ支援等引き続き、区社協が円滑に業務を遂行できるよう県社協と連絡調整を図る。	・研修会・連絡会 1回 ・区社協定期事務調査 4区 ・市・区社協の円滑な貸付業務遂行のための県社協との連絡調整
福祉相談【補助】	本会事務局において電話・メール・来所等による市民からの相談を受け付け、適切な助言、情報の提供、他機関への紹介や調整等を行う。 （平日8時45分～17時15分）	・相談支援記録システムによる支援経過の蓄積及び市・区社協相談体制の検討
東山霊安殿の管理運営【独自】	生活保護受給者で身寄りがいない方、社会福祉施設の利用者や自宅等で亡くなり引き取り手がない方等の遺骨を預かり、慰霊する。 また、納骨申請件数の増加を受けて関係機関等との調整を経て実施した納骨期間の見直し等に基づき、関係事務を円滑に進める。	・納骨受付 月1回 ・月例法要 4回 ・慰霊祭 1回（11月） ・総持寺への訪問（10月） ・納骨期間を経過した遺骨の合葬

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
福祉会館・児童館の統括事務【委託】	福祉会館・児童館それぞれ他法人を含む市内全16館の統括事務を受託し、日常的な情報伝達及び連絡調整に関すること、照会文書等の取りまとめ、館長連絡会の開催や職員等の資質向上のための研修を実施する。	・児童館長会 11回 ・福祉会館長会 11回 ・児童館：職員研修等 2回 ・福祉会館：職員研修等 2回
区社協福祉会館・児童館の本部業務【委託】	区社協が指定管理者として管理・運営する福祉会館・児童館の館長連絡会の開催、職員の採用事務や研修等を企画・実施や各館の抱える個別・共通課題の対応など、円滑な運営へのサポート及び質の高い市民サービスを提供できる組織づくりへの支援を行う。	・児童館長連絡会 随時 ・福祉会館社協館連絡会 随時 ・児童館担当者会・研修 3回 ・福祉会館担当者会・研修 3回
民生委員児童委員互助共励事業【独自】	民生委員・児童委員の死亡・傷病・被災及び配偶者の死亡に対して行う弔意又は見舞、退任者に対する慰労、及び研修事業、心配ごと相談事業への助成を行う。	—
歳末たすけあい募金寄託金配分事業の実施【独自】	年末年始における臨時相談窓口事業、住所不安定者支援事業及び生活困窮者に対する食糧支援を実施する。	—
ソーシャルワーク実習の受入及び社会福祉士実習指導者の養成【独自】	将来の福祉人材育成のため、愛知社会福祉現場実習連絡協議会を通じて区社協において実習生を受け入れるための連絡調整を行う。また、実習受入れに際して必須となる「社会福祉士実習指導者」有資格者（職員）の配置に支障がないよう、養成に努める。	・愛知社会福祉現場実習連絡協議会情報交換会への参加 1回 ・市・区社協計180時間実習受け入れ ・新たな養成カリキュラムに伴う60時間実習の受け入れ ・社会福祉士実習指導者養成 10名
生活困窮者の中間的就労等の受け入れ【独自】	就労に困難を抱える生活困窮者の支援の一環として、中間的就労や就労体験を受け入れる。	・中間的就労（雇用型）：1名 ・中間的就労（非雇用型）：1名 ・就労体験：5名

9 本会の経営・経営基盤の強化、他団体とのパートナーシップ・連携【独自】

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催	本会の運営上の重要事項決定や事業執行のため、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を開催する。	・理事会の開催（年4回） ・評議員会の開催（年3回） ・評議員選任・解任委員会の開催（年2回）
会計監査人及び内部監査人の設置	社会福祉法人制度改革で求められる内部管理体制の強化に取り組むほか、会計監査人による監査を受け、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上に向けた取り組みを適切に行う。	・会計監査人による期中監査及び期末監査の実施 ・内部監査人による内部監査の実施
地域福祉部会委員会の運営	区社協会長を委員とする地域福祉部会委員会を開催し、地域福祉部会所管事業に関する連絡調整及び研究協議を行う。	・年1回（区社協会長研修と併催）
社会福祉施設部会の運営	各種別施設の代表者で構成する社会福祉施設部会委員会で、本会の施設関連事業について協議するとともに、部員間の連携促進のための取り組みを検討、実施する。 なお、「大都市社会福祉施設協議会（北九州市大会）」は令和7年7月3日に開催予定。	・部会委員会の開催（年2回）
「第4次経営戦略計画」の進捗管理・評価	経営会議にて事業や経営状態等の情報共有及び重要事項等の適切な経営判断を行い、経営会議ワーキングチームにて各実施項目の具体的な取り組み方、推進方法の把握や進捗状況の共有を進める。また、評価委員会での評価を基に、次年度以降の実施項目の修正を含めた、必要な取り組みを検討する。	・経営会議（1回以上） ・経営会議ワーキングチーム（4回以上） ・評価委員会（1回）
事業継続のための備品・設備等の整備（組織防災）	地震や風水害、感染症等の発生時において、職員の安全を確保し、職員の安否確認等必要最低限の業務を継続できるよう備えるもの。 風水害/感染症対応マニュアル（業務継続計画）に基づいた研修・訓練の実施及び各所属へ非常用食糧の配備を行う。	・風水害/感染症対応マニュアル（業務継続計画）に基づく研修・訓練（1回） ・各所属への非常用食糧等の配備
企業との連携促進	各企業の地域貢献活動を把握するとともに、地域福祉の課題やそれに対する取り組みといった情報の提供、交流や学習の機会の提供を行い、企業の地域貢献活動の促進を図る。	・各企業の地域貢献活動の支援（随時）
第3次広報戦略方針（な～やビジョン）・行動計画の推進・評価	第3次広報戦略方針（計画期間：令和7年度～11年度）に基づく行動計画の企画運営及び進行管理・評価を実施する。	・広報活動に関する専門チーム会議の開催（年6回）

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
アニュアルレポートの発行	本会の各年度の取り組みや財務状況等を伝えるため、本会会員や行政、関係団体等向けにアニュアルレポートを発行する。	・アニュアルレポートの発行 年1回
広報紙「ふれあい名古屋」の発行	本会会員や福祉関係者を対象に、最新の福祉に関する情報を発信するとともに、本会の主張や取り組みを発信するため、広報紙「ふれあい名古屋」を発行する。	・「ふれあい名古屋」の発行 年2回
組織・事業紹介パンフレットの発行	市民向けに事業や組織について紹介することを目的としたパンフレットの積極的な活用を図る。	・パンフレット 1,000 部発行
ホームページの運用及びリニューアル	市民や関係機関、本会への就職希望者等が本会の存在や価値、取り組み内容についての情報を入手できるよう、ホームページを運用する。また、伝わりやすいホームページの内容を検討し、リニューアルを図る。	・Web サイトアクセス数 20,000 件 ／ 月平均
市社協事業概要の作成	本会が実施する各種事業への理解と実績等のPRのための冊子を作成し、関係機関等に公開する。	・事業概要の発行 年1回
地域福祉関係業務相談支援記録システムの運用	市区社協の多岐にわたる地域福祉関係業務に関する相談や支援の内容を効率的に記録するシステムを運用することで、組織及び職員の地域支援・個別支援能力を高め、また、職員の活動実績を対外的に示す。	・他所属との情報共有など効率的・効果的なシステムの運用についての検討
第2、4、5号会員の入会促進	本会の組織の基盤である会員のうち、社会福祉施設（2号）、福祉関係団体（4号）、市民活動団体（5号）の加入を促進することにより、施設・団体とのパートナーシップを構築するとともに、本会の経営基盤を強化する。	・新規入会 20 事業・団体
会員情報管理システムの運用	第2、4、5号会員の情報を管理するためのシステムを運用することで、管理事務の効率化につなげる。	・会費請求（5月） ・会員情報の確認依頼（2月） ・情報発信（通年）
市社協サポーター（賛助会員）の入会促進	本会の目的に賛同していただき本会を資金面で支援していただく「市社協サポーター」を広く募集する。	・個人 33名 ・法人・団体 12団体

個別事業計画	活動・事業の概要	今年度の予定・目標
福祉基金の運営	「令和7～11年度の福祉基金事業運営にかかる基本方針」に基づき、街頭募金の実施、遺贈用パンフレットによる市民・関係機関へのPR等、福祉基金のPR活動強化により、基金の増強を図るとともに、福祉基金を財源とした事業の執行の透明性を確保するため、福祉基金運営委員会を開催し、適切に実施する。 遺贈など寄付への関心を高めるためのイベントの開催や効果的な周知方法、街頭募金のあり方や寄付付きグッズの検討など、時代に即した新たな寄付の仕組みを開発し、本市におけるより一層の寄付文化の醸成を図る。	・目標額 1,500万円 ・遺贈用パンフレットによる信託銀行等金融機関へのPRの実施 ・民生委員・児童委員大会等での募金活動の実施、街頭募金の実施 ・退職記念キャンペーンの実施 ・職員ワンコイン運動の実施 ・広報紙・ホームページでの広報 ・事務総局職員等の配置
広告・書籍斡旋等による自主財源の確保	本会 Web サイトの広告掲載ならびに全社協書籍の販売斡旋により、自主財源を確保する。	・Web サイト広告掲載件数 年間5件（1件につき3カ月間掲載）
職員採用に向けた取り組み	組織の中核となる一般職員を獲得するため、インターネットサイトの活用、パンフレットや動画によるPR、オンライン形式を含む就業体験機会の提供、区社協の協力を得た法人説明会及び職場体験等を実施する。試験受験者の確保に向けた周知活動、公平・公正かつ必要度を勘案した選考、内定者フォローの3本柱を中心に採用活動を行い、職務経歴者を対象とした選考等も実施を予定する。	・受験者数120名以上 ・法人説明会：3月～6月 ・採用試験：6月～8月（一部試験区分は時期を分けて実施） ・大学主催説明会への積極的な参画 ・採用辞退の防止
本会を支える人材の育成		
キャリアマネジメント方針等に基づく人材の確保・育成（研修）等の実施	キャリアマネジメント方針等に基づき、多様な人材の確保策やOJTを基盤とした体系的な育成に取り組む。また、職務に即した基礎能力を養成するための「基本研修（階層別研修）」の拡充や、組織・事業のニーズに即した専門性等の獲得に向けた実践的な学びの機会を設ける。	・研修計画の策定、実施 ・研修満足度平均4.0以上
社会福祉士資格取得助成制度 精神保健福祉士資格取得助成制度	一般職員が社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得する際の資格取得費用の一部を助成等することで、職員の専門性のアップに向けた支援を実施する。	・資格取得費用の一部助成 ・指定養成校入学のための推薦 ・制度の周知、利用率の向上

個別事業計画		活動・事業の概要	今年度の予定・目標
	職員提案制度の実施	市・区社協の全所属一斉で、市民サービスの向上、職場環境の改善や事務の効率化等についての提案を募集することで、職員の創意工夫能力を養うとともに、社協運営の活性化を図る。	・制度の周知・募集（7月～10月） ・提案結果の周知（11月）
	職員研究開発助成制度の実施	職員の主体的・自主的な研究開発を支援することで、職員の働く意欲や仲間意識の向上を図るとともに、優れた研究成果については本会の事業活動の向上や地域社会への貢献のために活用する。	・制度の周知・募集（9月～12月） ・助成対象研究テーマの決定（1月）
	職員他都市派遣制度の実施	他都市に職員のグループを派遣することで職員同士のつながりを強化するとともに、派遣先の検討や事前準備への取り組みを通じて企画力・調整力を向上させることを促す。また、派遣によって得た知見やつながりを本会の事業活動や組織運営に還元することを目的とする。	・制度の周知・募集（6月～8月） ・派遣グループの決定（9月）
	社会福祉協議会活動名古屋会議～職員チャレンジ発表会～	市・区社協職員の日常業務における実践について市・区社協等から公募し発表の機会を設けることにより、事例の共有を図るとともに、日々の業務を振り返り、職員の資質向上の機会とする。なお、さらなる内容の充実に向け、開催方法や評価内容等について検討を行う。	・10事例以上の応募
名古屋市役所への職員派遣		行政との密接なパートナーシップのもと、行政の業務に直接携わる機会を通じて幅広い視野を身に付け、関係職員との交流によりネットワークを構築し、その経験を活かし公共性の高い本会の地域福祉関係事業を推進する人材を養成するため名古屋市役所へ職員を派遣する。	・職員の派遣 1名
シルバー人材センターへの協力		シルバー人材センター事業への協力のため名古屋市シルバー人材センターに職員を派遣し、その他の協力をを行う。	—
各種会議・研修等への参加		全国的な動向や各種施策情報の収集、情報交換ならびに知識・技能の習得等のため、全社協・県社協その他関係機関が開催する各種会議等に参加する。	—
名古屋市共同募金委員会への協力		名古屋市共同募金委員会の事務局として共同募金の積極的な周知・PR・募金受入ならびに大規模災害発生時に募集される義援金の受入事務等に協力する。	—